

第2節 大量破壊兵器の移転・拡散など

核・生物・化学（NBC）兵器などの大量破壊兵器やその運搬手段である弾道ミサイルの移転・拡散は、冷戦後の大きな脅威の一つとして認識され続けてきた。特に、従

来の抑止が有効に機能しにくいテロリストなどの非国家主体が大量破壊兵器（放射性物質を含む。）などを取得、使用する懸念は依然として高い。

1 核兵器

米ソ冷戦のさ中、62（昭和37）年のキューバ危機を経て、米ソ間の全面核戦争の危険性が認識されるなどし、70（同45）年に発効した核兵器不拡散条約（NPT）Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weaponsの下、66（同41）年以前に核爆発を行った国¹以外の国の核兵器保有が禁じられるとともに、相互交渉による核戦力の軍備管理・軍縮が行われることとなった²。

現在、190か国が締結しているNPTでは、米国、ロシア、

英国、フランス、中国の5か国が核兵器国として認められている。かつて核を保有していてもこれを放棄して非核兵器国として加入する国がある一方で³、依然として加入を拒んでいる国⁴もある。また、核兵器の保有が認められている5か国のほかにも、06（平成18）年10月に核実験の実施を発表した北朝鮮のように核兵器の開発・保有を自ら宣言している例もある。

2 生物・化学兵器

生物・化学兵器は、比較的安価で製造が容易であるほか、製造に必要な物資・機材・技術の多くが軍民両用であるため偽装が容易である。したがって、生物・化学兵器は、非対称的な攻撃手段¹を求める国家やテロリストにとって魅力のある兵器となっている。

生物兵器は、①製造が容易で安価、②曝露ばくろから発症までに通常数日間の潜伏期間が存在、③使用されたことの認知が困難、④実際に使用しなくても強い心理的効果を与える、⑤種類および使用される状況によっては、膨大な死傷者を生じさせるといった特性を有している²。

化学兵器については、第一次大戦中から窒息剤である

ホスゲンなどが知られていたが、イラン・イラク戦争中には、イラクが、イランに対して、マスタードやタブン、サリン³などを繰り返し使用したほか、1980年代後半には自国民であるクルド人に対する弾圧の手段として、化学兵器を使用した⁴。また、さらに毒性の強い神経剤であるVXや、管理が容易なバイナリー弾⁵などが存在しているとされる。

こうした兵器を求める国家として、たとえば、北朝鮮（2章2節（P33）参照）がある。また、95（平成7）年のわが国における地下鉄サリン事件は、米国における01（同13）年の炭疽菌入り郵便物事案や04（同16）年2月の

1-1) 米国、ソ連（当時）、英国、フランス、中国。ただし、フランスと中国のNPT加入は92（平成4）年

2) NPT第6条は、各締約国による誠実に核軍縮交渉を行う義務を規定

3) 南アフリカ、ウクライナ、カザフスタン、ベラルーシ

4) 主たる非加入国は、イスラエル、インド、パキスタン

2-1) 相手の弱点をつくための攻撃手段であって、在来型の手段以外のもの。大量破壊兵器、弾道ミサイル、テロ、サイバー攻撃など

2) 防衛庁（当時）「生物兵器対処に係る基本的考え方」（02（平成14）年1月）

3) マスタードは、遅効性のびらん剤。タブン、サリンは、即効性の神経剤

4) 特に88（昭和63）年にクルド人の村に対して実施された化学兵器による攻撃では、一度に数千人の死者が出たとされる。

5) 2種類の化学剤を発射または爆発によって混合し、致死性の化学剤を生成する兵器。使用前は化学剤の致死性が低いため、貯蔵、取扱が容易である。

リシン入り郵便物事案とともに、テロリストによる大量破壊兵器の使用の脅威が現実のものであり、都市におけ

る大量破壊兵器によるテロが深刻な影響をもたらすことを示した。

3 弾道ミサイルなど

弾道ミサイルは、重量物を遠距離に投射することが可能であり、核・生物・化学兵器などの大量破壊兵器の運搬手段として使用され得るものである。また、いったん発射されると弾道軌道を描いて飛翔し、高角度、高速で落下するなどの特徴を有しているため、有効に対処することは困難である。

武力紛争が続いている地域に弾道ミサイルが配備された場合、紛争を激化・拡大させる危険性が高く、また、軍事対峙が継続している地域の緊張をさらに高め、地域の不安定化をもたらす危険性も有している。さらに弾道

ミサイルは、通常戦力において優る国に対する遠距離からの攻撃や威嚇の手段としても利用される。

近年こうした弾道ミサイルの脅威に加え、テロリストなどの非国家主体にとって比較的入手が容易な兵器として巡航ミサイルなどの脅威も指摘されている¹。巡航ミサイルは、弾道ミサイルに比して、速度は落ちるものの、発射時と飛翔中の探知が困難であるとされる²。また、弾道ミサイルに比して小型であるため、船舶に隠匿して、密かに攻撃対象に接近することが可能であり、弾頭に大量破壊兵器が搭載された場合は、深刻な脅威となりうる。

4 大量破壊兵器の移転・拡散の懸念の増大

自国防衛の目的で当初購入・開発を行った兵器であっても、国内生産が軌道に乗ると、輸出が可能になり移転されやすくなることがある。たとえば、通常戦力の整備に資源を投入できないためにこれを大量破壊兵器などによって補おうとする国家に対し、政治的なリスクを顧みない国家から、大量破壊兵器やその技術などの移転が行われている。大量破壊兵器などを求める国家の中には、自国の国土や国民を危険にさらすことに対する抵抗が少なく、また、その国土において国際テロ組織の活発な活動が指摘されているなど政府の統治能力が低いものもある。このため、こうした場合、一般に大量破壊兵器などが実際に使用される可能性は高いと考えられる。

さらに、このような国家では、関連の技術や物質の管理体制にも不安があることから、化学物質や核物質などが移転・流出する可能性が高くなっていることが懸念されている。たとえば、技術を持たないテロリストであっても、放射性物質を入手しさえすれば、「汚い爆弾」¹など

をテロの手段として活用する危険がある。

テロリストなどの非国家主体による大量破壊兵器の取得・使用については、各国に懸念が共有されている。こうした懸念を踏まえ、04（平成16）年4月には、大量破壊兵器およびその運搬手段の開発、取得、製造、所持、輸送、移転または使用を企てる非国家主体に対し、全ての国が支援の提供を控えるとともに、これらの活動を禁止するための適切で効果的な法整備を行うことなどを定めた安保理決議第1540号が採択された。（Ⅲ部3章3節（P262）（PSI関連））また、05（同17）年4月には国連総会で「核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約」が採択され、昨年7月に発効した。

また、02（同14）年以降、これまで秘密裏に行われてきた各国の大量破壊兵器関連活動が明らかになってきており、特に核兵器関連技術の移転・拡散が進んでいることが明らかとなった。一方で、大量破壊兵器の移転・拡散に対して、国際社会の安易に妥協しない断固たる姿勢

3-1) 06（平成18）年7月のイスラエル・レバノン間の紛争において、ヒズボラがイスラエル海軍の艦船を攻撃する際、対艦ミサイルを使用したとされる。

2) 米国防省「拡散：脅威と対応」（01（平成13）年1月）

4-1) 放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾

は、こうした大量破壊兵器関連活動を行う国に対する大きな圧力となり、一部の国に国際機関の査察を受け入れさせ、または、大量破壊兵器計画を廃棄させることにつながっている。

北朝鮮については、米国は、02（同14）年10月にケリー米国務次官補（当時）が訪朝した際、北朝鮮が核兵器用ウラン濃縮計画の存在を認めたと発表しており、北朝鮮がプルトニウム型だけではなくウラン型の核兵器開発を進めている可能性が明らかになった²。また、北朝鮮が、シリアの秘密裡の核活動を支援していたとの指摘もある³。

参照 > 2章2節 (P32)

イランについては、02（同14）年、IAEAに申告することなく長期間にわたってウラン濃縮などの活動を行っていたことが明らかとなり、国際社会による問題解決の努力が続いている。

参照 > 本節5

リビアは、03（同15）年3月から、米英と水面下で協議を重ねた結果、同年12月すべての大量破壊兵器計画を破棄し、国際機関の査察を受け入れている。その後、06（同18）年8月には、国際原子力機関（IAEA）追加議定書^{International Atomic Energy Agency}を批准するなどしている。

パキスタンについては、1970年代から核開発を開始したとみられているが、03（同15）年以降、イランやリビ

アなどの核関連活動がパキスタンからの技術移転により行われた可能性が指摘され、04（同16）年2月には、A.Q.カーン博士ら科学者の個人的な行為により北朝鮮、イラン、リビアに主にウラン濃縮技術を中心とする核関連技術が移転されたことが明らかになった。これらの移転は、欧州やアフリカ、中東、東南アジアなど各地にまたがるネットワークを利用して、秘密裏に行われていたことが指摘されている⁴。なお、IAEAのエルバラダイ事務局長は、同ネットワークに関連した国は30か国以上にわたると語ったとされる⁵。

弾道ミサイルについても、移転・拡散が顕著であり、旧ソ連などがイラク、北朝鮮、アフガニスタンなど多数の国・地域にスカッドBを輸出したほか、中国による東風3（CSS-2）、北朝鮮によるスカッドの輸出などを通じて、現在、相当数の国が保有するに至っている。特に、パキスタンのガウリヤイランのシャハープ3は、北朝鮮のノドンが元になっているとされている⁶。また、大量破壊兵器計画の廃棄に応じたりビアから、北朝鮮の支援を受けたスカッドC生産ラインなどの施設が開示されたとされている⁷。さらに、01（同13）年頃、ウクライナから核弾頭搭載可能な巡航ミサイルがイランおよび中国に対し不正輸出されたとの指摘がある⁸。

5 イランの核問題

イランは、NPTの下で認められている原子力の平和的利用を掲げ、1970年代以降海外からの協力による原子力発電所建設計画を進めてきたが、02（平成14）年、大規模ウラン濃縮施設などの秘密裡の建設が反体制派組織により公表された。その後、IAEAの調査を通じて、イラン

が長期間にわたり、IAEAに申告することなく核兵器の開発につながりうるウラン濃縮などの活動を行っていたことが明らかとなり、05（同17）年9月には、IAEA理事会がイランの保障措置協定違反を認定した。イランの核問題が明らかになって以来、イランは、核兵器開発の意図

2) 米国のマコーネル国家情報長官（DNI）は、本年2月の上院軍事委員会で「情報コミュニティは、北朝鮮が少なくとも過去においてウラン濃縮能力を追求してきたとの評価を継続しており、少なくとも中程度の信頼度でこの努力が現在でも継続していると評価している。」と証言した。

3) ベリー・米ホワイトハウス報道官声明（本年4月24日）

4) 04（平成16）年5月には、同ネットワークにおけるA.Q.カーン博士の右腕とされた男がマレーシアで逮捕された。

5) 日本人記者団との会見における発言（04（平成16）年9月29日）

6) ケリー米国務次官補（当時）は、04（平成16）年3月の上院外交委員会公聴会において、公開の場で言えることは多くないとしながら「（北朝鮮と）パキスタンとの間で、現在、如何なる種類の軍事取引も行われていない。しかしながら、常にそうではなかったことは確かである。…（北朝鮮と）イランとの間で、これまで何らかの種類の軍事的提携関係があった。」と述べている。

7) テネット米中央情報長官の上院情報委員会における証言（04（平成16）年2月24日）

8) ウクライナ議会組織犯罪・汚職問題対策委員会副委員長の告発（05（平成17）年2月2日）

はなく、すべての核活動は平和的であると主張している。これに対し、国際社会はイランの主張に確証が得られないとして強い懸念を表明し、核開発活動が専ら平和的であるとの信頼を得るため、累次の国連安保理決議およびIAEA理事会決議の中で、同国がすべての濃縮関連・再処理活動の停止などを行うことを要求している。

問題解決に向けて英仏独3か国（EU3）は、イラン側と同問題の解決に向けた話し合いを行い、04（同16）年11月にはウラン濃縮関連活動の停止を含む合意（パリ合意）がなされ、イラン側は、この合意に従い核関連活動を停止した。しかし、05（同17）年8月、イランはEU3が提示した長期的取極め（Long-Term Agreement）にかかる提案の内容を不服として拒否するとともにウラン濃縮の前段階にあたるウラン転換活動を再開し、06（同18）年1月には、ウラン濃縮活動の再開準備を発表した（同年2月、ウラン濃縮活動を再開）。これに対し、IAEAは、同年2月に特別理事会を招集し、本問題を国連安保理に報告することなどを内容とする決議を採択した。国連安保理は、同年3月にイランに対しウラン濃縮関連・再処理活動の停止などを求める議長声明を採択した。しかしながら、イランは、同年4月に低濃度（35%）ウラン濃縮¹の成功を宣言するなど、濃縮関連活動を継続する方針を崩さなかった。

その後、同年6月、EU3と米中露6か国（EU3+3）との合意により、イランが国際社会の懸念を十分に払拭した場合に行いうる協力を含む包括的提案が示されたが²、イランは核関連活動を継続した。こうした対応を受け、同年7月、国連安保理は決議第1696号を採択し、イランに対しすべてのウラン濃縮関連・再処理活動の停止を義務付

けた。しかしながら、イランがウラン濃縮関連活動を継続したことから、国連安保理は同年12月に決議第1737号³、昨年3月に決議第1747号⁴を、さらに本年3月に決議第1803号⁵を採択し、国連憲章第7章第41条に基づく、より厳しい制裁措置を課した。また、米国は昨年12月、「イラン政府の指示の下で軍部が核兵器開発を行っていたが、03年秋、同開発を停止した。しかし、イランは少なくとも核兵器を開発する選択肢を維持し続けている。」との評価を記した「国家情報評価」を公表した。

国連安保理決議を始めとする国際社会の要求にも関わらず、本年4月にアフマディネジャード大統領が、現行の5倍の能力を持つ遠心分離機の実験を開始したと発表するなど、現在に至るまでイランの核問題は解決していないが、国連安保理などの国際社会は、引き続き交渉を通じた平和的・外交的解決を追求している。

1) 通常、原子力発電燃料用ウランの濃縮度は3.5～5%、核兵器用ウランの濃縮度は90%以上とされる。

2) イランに対し、軽水炉への燃料供給を保証するなどの民生用原子力計画への支援、民間航空機への対イラン輸出に関する協力、および世界貿易機関（WTO）への加盟支持などを行う代わりに濃縮関連・再処理活動の停止を迫るもの

3) イランの濃縮関連、再処理、重水関連活動および核兵器運搬システムの開発に寄与する全ての物資・技術などのイランへの供給、売却、移転の防止や、拡散上機微な核活動および核兵器運搬システムの開発に関連する個人・団体の資産凍結を義務付けるなどしている

4) 上記の措置に加え、資産凍結の対象となる個人・団体を追加し、イランからの武器および関連物資の調達を義務付け、イランに対する戦車、戦闘機、ミサイルなどの供給、売却、移転の監視、抑制を要請するなどしている。

5) 上記の措置に加え、資産凍結の対象となる個人・団体を追加し、イランの拡散上機微な核活動に関与しているなどとして指定された個人の入国防止を義務付けるなどしている。